

令和5年1月 令和4年度第10回 始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年1月31日（火） 午後1時30分～3時30分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員 農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番：小長野 誠 2 番：坂元 廣幸 3 番：本村 正一 4 番：福森 徳昭
5 番：牧野田 隆平 6 番：杉尾 敏憲 7 番：市藺 由美子 8 番：白尾 親昭
9 番：今村 逸子 10 番：野元 幸雄 11 番：堂前 澄男 12 番：西 泰行
13 番：川島 兼次 14 番：内飩 達也 15 番：平 富士夫 16 番：岩元 律子
17 番：松元 信道 18 番：夏田 恒 19 番：米迫 慎二
欠席委員（4 番：福森委員）（14 番：内飩委員）

【農地利用最適化推進委員】

1 番：内村 幸雄 2 番：宇都 和義 3 番：扇藺 弘行 4 番：柚木 利雄
5 番：大重 孝司 6 番：上福元 克己 7 番：松永 政文 8 番：松元 健一
9 番：池端 隆志 10 番：新屋敷 幸一 11 番：中村 政芳 12 番：柳迫 勝美
欠席委員

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第6号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第7号 非農地証明願について
10. 議案第8号 農地あっせん申出（売渡 希望）について
11. 議案第9号 農地あっせん申出（買受 希望）について
12. 議案第10号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積（貸借）の意見決定について
13. 農地あっせんの経過報告
14. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
15. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 ・ 事務局長補佐兼農地係長 ・ 農地係主査 ・ 農地係主事
振興係長 ・ 振興係主任主査

	令和5年1月 令和4年度第10回始良市農業委員会総会口述書
事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	ただいまから、令和4年度 第10回 始良市農業委員会 総会を開会いたします。出席農業委員は、19名中、17名で、定足数に達しておりますので、本総会は 成立しております。本日は、4番、農業委員、14番、農業委員が欠席であります。
	——— 会務報告 ———
議長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	〔事務局 説明〕
	——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議長	議事日程に 入ります。日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する 議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、18番 農業委員、1番 農業委員に、お願いいたします。
	——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議長	つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記 には、事務局職員の、局長補佐 と、振興係長を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与すること

	ができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室・着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしく願いいたします。 ——— 日程第3 議案第1号(39件) ———
議 長	それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から39番までについて、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。 公告日は、1月31日、契約の始期は、2月1日を、それぞれ予定しております。 契約年数につきましては、1年間で2件、3年間で5件、5年間で17件、10年間で14件、11年間で1件、合計39件、90,132㎡となっております。 内容につきましては、総会資料の2ページになりますので、ご確認いただきたいと思います。以上で、第1号議案の説明を終わります。なお、総会資料の8ページ、39番が、15番農業委員が関連する議案となっております。つきましては、農業委員会に関する法律、第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、よろしく願いします。
議 長	それでは、これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から39番について、質疑に入ります。なお、39番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。1番から38番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から38番について、原案の

	とおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から38番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、39番の関係者、15番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（15番 農業委員 退席）
議長	それでは、39番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、39番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、39番については、原案のとおり決定いたしました。15番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（15番 農業委員 着席）
	——— 日程第4 議案第2号(7件) ———
議長	次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から7番までについて、説明をお願いします。なお、1番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。それでは、1番の関係者、10番、農業委員の退席をお

	願います。
委員	(10番 農業委員 退席)
議長	それでは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第2号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は9ページです。今月の申請件数につきましては、7件となっております。先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。なお、総会資料の9ページ1番が10番農業委員に関連する案件となっております。つきましては、農業委員会に関する法律、第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。それでは、まず、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、蒲生町北の田が1筆、面積は、530㎡、贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、7番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年1月19日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は本人と奥様の2名であり、耕作面積は、田、1,998㎡、畑、2,191㎡、今回530㎡を加えると、4,719㎡になります。農業用機械は、耕運機、防除機、軽トラック、仮払い機など全て揃っています。田んぼの作付けは、田植え、刈り取りは委託で、畑は自家消費と一部販売です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	1番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」

議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番について、原案のとおり決定いたしました。10 番、農業委員の、着席をお願いします。
委 員	(10 番 農業委員 着席)
議 長	次に、2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2 番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町西別府の田が 2 筆、畑が 1 筆、面積は、3,313 m²、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 1 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 1 番、推進委員です。調査報告いたします。令和 5 年 1 月 19 日、譲受人宅に電話で、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は本人と妻を含め 5 名で、農業用機械は、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、軽トラック等、全て揃っています。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3 番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、蒲生町北の田が 3 筆、畑が 1 筆、面積は、1,21

議 長	6㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、10番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年1月23日、譲受人宅の乾燥機倉庫で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は本人とお母さん、1年を通して農作業に従事しております。耕作面積も6ヘクタールで、農業用機械は、トラクター2台、コンバイン、乾燥機3台、軽トラック、普通トラックなど、全て揃っています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の田が1筆、面積は、1,834㎡、贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員8番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年1月19日、譲受人と現地にて、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、〇〇から南へ300mの位置です。譲受人は〇〇さんです。譲り受ける田は、以前から耕作をしていました。労働力は本人と奥さんの2名で、妻を含め5名で、農業用機械は、軽トラック、トラクター、コンバイン、乾燥機、田植え機、仮払い等、所持しています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。

事務局	5 番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、蒲生町米丸の畑が1筆、面積は、9 5 9 m ² 、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員6番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年1月19日、譲受人からの聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は本人と奥さんの2名ですが、忙しい時は、子どもたち家族も手伝うとの事です。妻を含め5名で、農業用機械は、軽トラック、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機等、揃っております。申請地の田は、昨年まで別の方が耕作していましたが、問題はありません。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります
議 長	次に、6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6 番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、蒲生町久末の田が3筆、面積は、3, 6 5 6 m ² 、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、18 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、1 8 番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年1月19日、譲受人の社員の〇〇さんと現地にて聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。場所は、〇〇から〇〇に抜ける農免道路の両側に2筆、森林組合の木材市場の北側道路向かいに1筆、あります。現状は竹が生え、水が溜まっているところもありましたが、整地して使うとの事でした。取得後は、自家用の栗、柿を栽培するようです。あくまでも、自家用との事でした。農家の〇〇さんからアドバイスを受け、約6 0 aの水田を耕作されており、リースによりトラクター、コンバイン、田植え機を活用しながらつくっていらっし

議 長	やるとの事です。農業用機械、労働力等もクリアーしており当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります 次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町西別府の田が1筆、面積は、1,114㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員1番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員1番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年1月19日、譲受人への電話による聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力については、本人及び息子夫婦、従事しております。農作業用機械については、トラクター、コンバイン、軽トラ等、所有しております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります
議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、2番から7番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、2番から7番について、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、2番から7番については、原案のとおり決定いたしました。 ——— 日程第5 議案第3号(4件) ———
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。1番から4番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は11ページ12ページになります。今月の申請件数につきましては、4件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、東餅田の畑の1筆と田が1筆で、合計259㎡となっております。こちらの申請地のほうが、平成28年1月26日付けで、デイサービス施設とのことで5条許可を取得しておりましたが、計画の集客が見込めなくなり、施設から駐車場への変更となっております。この後の議案第4号の2番の案件と関連があります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての2番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員10番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が5条申請地、西が里道、南が畑と雑種地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、変更後は〇〇、申請地は、東餅田の田が1筆で、342㎡となっております。こちらの申請地のほうが、1番の申請地と同様に、平成28年1月26日付けで、デイサービス施設とのことで5条許可を取得しておりましたが、計画の集客が見込めなくなり、施設から駐車場への変更となっております。この後の議案第5号の2番の案件と関連があります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての2番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員10番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道と宅地、西が4条申請地、南が宅地と雑種地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、変更後は〇〇、申請地は、蒲生町久末の田が2筆で、合計2,224㎡となっております。こちらの申請地のほうが、平成30年7月5日付けで、山林とのことで5条許可を取得しておりましたが、事業遂行ができなかったため、山林から太陽光発電所への事業変更となっております。この後の4番の変更につきましても、事業計画に含まれております。また、議案第5号の8番の案件と関連があります。以上で説

議 長	明を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員 7 番、推進委員に、議案第 3 号、農地転用事業計画変更申請についての 4 番、および、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 8 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 7 番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約 60 m の位置です。被害防除現況としましては、東が原野と山林、西が畑と原野と休耕田、南が原野、北が原野です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、土地利用協議に従うこと、です。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴衆案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります
議 長	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4 番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、変更後は〇〇、申請地は、蒲生町久末の田が 1 筆で、1,469 m²となっております。こちらの申請地のほうが、令和元年 5 月 10 日付けで、山林とのことで 5 条許可を取得しておりましたが、事業遂行ができなかったため、山林から太陽光発電所への事業変更となっております。周この後の議案第 5 号の 8 番の案件と関連があります。
議 長	本件につきましては、議案第 3 号の 3 番で、推進委員 7 番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。これより、議案第 3 号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1 番から 4 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕

議 長	それではお諮りいたします。議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から4番について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から4番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。 ———— 日程第6 議案第4号(2件) ————
議 長	次に、日程第6、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、13ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。それでは1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、加治木町辺川の田が1筆で、605㎡です。農地区分は第2種農地区分で、転用目的は山林と貸現場事務所となっております。申請事由は、山間部で耕作が困難な為、〇〇に現場事務所として、令和5年7月まで貸し出した後、山林として利用したい、との事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、5番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、5番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分については、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置ですが、〇〇から南に約440mの位

	置になります。被害防除現況につきましては、東が市道、西が原野、南が水路と里道、北が原野となっております。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項につきましては、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、東餅田の2筆で、合計259㎡です。議案第3号の1番と関連がある案件となっております。農地区分は第3種農地区分で、転用目的は駐車場で、自社事業所から近い為、駐車場として利用したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第3号の1番で、推進委員10番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。

——— 日程第7 議案第5号(8件) ———	
議 長	次に、日程第7、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から、8番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、14ページから16ページでございます。今月の申請件数につきましては、8件であります。1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、鍋倉の畑が1筆、面積は473㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は一般住宅で、自己の住宅を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、16番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、16番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約220mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が水路と田、北が転用許可地です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の田が1筆、面積は342㎡となっております。議案第3号の2番との関連案件です。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は一般住宅で、自己の住

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 事務局	宅を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。 本件につきましては、議案第3号の2番で、推進委員10番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、3番について、事務局の説明を求めます。 3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、脇元の田が1筆、面積は277㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は一般住宅で、一般住宅を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、15番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、15番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約100mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明と自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、4番について、事務局の説明を求めます。 4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の田が2筆、面積は合計、3,016㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は宅地造成で、12区画の宅地造成をしたいとのことです。30aを超えていますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
---	---

議 長	ただいまの説明に関連して、１５番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、１５番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約３５０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が水路、南が宅地、北が田と宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、５番について、事務局の説明を求めます。
事務局	５番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、加治木町日木山の畑が１筆、面積は２，３０３㎡となっております。隣接の山林とも一体利用し、全事業面積は、４，５９０㎡となっております。使用貸借権の設定で、農地区分は第１種農地です。転用目的は資材置場で、工事用の資材置場として利用したいとのことです。令和５年５月３１日までの一時転用との事で、期間終了後までに、農地に復元することの条件を付しての許可を予定しております。参考資料３２ページに始末書が添付されております。内容につきましては、１月初旬に、事務局のほうに。シラスが入っているとの報告を受け現地を確認し、一時転用の指導をし、本件に至った経緯があります。全体面積が３０ａを超えているとの事で、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１２番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、１２番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第１種農地であるが、第１種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東

	に、約600mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が畑、南が市道、北が山林です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。なお、始末書があります。条件および特記事項は、令和5年5月31日の一時転用終了までに、農地に復元することとしています。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、6番について、事務局の説明を求めます。 6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、松原の畑が1筆、面積は707㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は宅地造成で、3区画の宅地造成を行いたいとのこと。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、15番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、15番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約100mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、7番について、事務局の説明を求めます。 7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町朝日町の畑が1筆、面積は266㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は店舗で、コインランドリーの建設を行いたいとのこ

	とです。参考資料の41ページのほうに、始末書が添付されております。内容は、申請地の一部がコンクリート舗装されておりまして、平成14年に宅地の状態で購入し、その後、畑にしたとの事ですが、コンクリート部分はそのまま残っていたとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員2番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員2番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約190mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。また、始末書が添付されております。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町久末の田が3筆、面積は3,693㎡となっております。議案第3号の3番、4番との関連案件になります。隣接の原野、山林とも一体利用する計画で、全事業面積は、6,326㎡であります。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は太陽光発電所で、太陽光発電所を建設したいとのことです。30aを超えていますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。市の土地利用協議の指示に従うことの条件を付しての許可を予定しております。以上で説明を終わります。
議 長	本件につきましては、議案第3号の3番で、推進委員7番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。これより、議案第5号、農地法第5条

	の規定による許可申請の処分決定についての、1番から、8番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それではお諮りいたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から、8番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から、8番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、4番、5番、8番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
	——— 日程第8 議案第6号（3件） ———
議長	次に、日程第8、議案第6号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。1番から、3番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は17ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、平松の田が2筆、597㎡となっております。農地区分は第3種農地です。変更後の使用目的は畑で、野菜を作るために、畑にしたいとのことです。以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、13番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、13番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、〇〇から、西に、約400mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑と宅地、南が農道、北が宅地となっております。申請実現の確実性としてしましては、すでに畑として利用しており、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、船津の田が1筆、657㎡となっております。農地区分は第1種農地です。変更後の使用目的は畑で、用水の確保に適さず、前の耕作者の方が、畑として使用していたため、今後も畑にしたいとのことです。以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、17番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。申請地の位置は、〇〇から、東に、約100mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が県道、南が農道、北が宅地となっております。申請実現の確実性としてしましては、現状も畑として利用されているため、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所有者は〇〇、議案第2号6番の申請地となっております。蒲生町久末の田が3筆、3,656㎡となっております。農地区分は第2種農地です。変更後の使用目的は畑で、自家用の果樹園として利用したい

議 長	ことです。 以上で、説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員 7 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	はい、推進委員 7 番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であります。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約 1 0 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が転用許可地と原野、西が原野と畑と市道、南が原野、北が原野と水路宅地となっております。申請実現の確実性としてしましては、営農計画書に柿、栗を植栽するとのことで、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、現地調査委員としてしましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
委 員	これより、議案第 6 号、農地の利用目的変更願についての、1 番から、3 番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	はい、1 8 番、農業委員です。3 番についてですが、議案第 2 号 6 番での 3 条申請において、もし、不許可の場合はどうなるのですか。
事務局	3 条申請自体が否決でありましたら、農地の利用目的変更願につきましては、取り下げとなります。
委 員	同じ日の案件でなく、来月に回すのでは、このような案件は、他にもあるのでしょうか。
事務局	これまでも、同時に出されているケースはあります。委員がおっしゃられたように、3 条が認められない場合は、取り下げ、所有権が取得できない時は、利用権設定し、改めて申請していただくことになります。
委 員	わかりました。

議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 6 号、農地の利用目的変更願についての、1 番から、3 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 6 号、農地の利用目的変更願についての、1 番から、3 番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。 ——— 日程第 9 議案第 7 号（1 件） ———
議 長	次に、日程第 9、議案第 7 号、非農地証明願について、議題に供します。1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 7 号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は 18 ページになっております。今月の申請件数は 1 件となっております。それでは、1 番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所在は、西餅田の畑が 1 筆で 185 m²です。農地区分は、第 3 種農地で、現況は宅地であります。昭和 46 年に家が建築され、平成 7 年の義父所有の時には、既に宅地と通路で使用していたとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、13 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、13 番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地です。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約 260 m の位置です。現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地となっております。非農地として認める、やむえない理由としまして、宅地となつてから、すでに 20 年以上経過しているもので、やむ得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	これより、議案第 7 号、非農地証明願についての、1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第 7 号、非農地証明願についての、1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 7 号、非農地証明願についての、1 番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
——— 日程第 10 議案第 8 号 ———	
議 長	次に、日程第 10、議案第 8 号、農地あっせん申出（売渡 希望）について、議題に供します。1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 8 号、農地あっせん申出、売渡、希望について、ご説明いたします。総会資料は、19 ページです。今月の申請につきましては 1 件、となっております。参考資料につきましては、54 ページになりますので、審議の参考としてください。1 番を説明いたします。内容につきましては、売り渡しです。土地の所在が寺師の田、1,342㎡と中津野の田、1,321㎡。希望譲渡価格は、農業委員会に一任との事です。
議 長	これより、議案第 8 号、農地あっせん申出（売渡 希望）についての、1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	はい、推進委員 12 番、推進委員です。この物件、聞いたなかでは、だいたい決まったと聞いていますが、中津野は決まったと聞いて

	ていますが。
事務局	事務局には連絡が、何も来ていません。調べます。
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 8 号 農地あっせん申出（売渡 希望）についての、1 番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 8 号、農地あっせん申出（売渡 希望）についての 1 番については、原案のとおり受理することに、決定いたしました。次に、ただいま承認されました議案第 8 号、農地あっせん申出に係る、地区あっせん委員の選出について、協議していただきます。地区委員の方々から、選出していただきたいと思います。自薦、他薦のいずれでもよろしいです。
委 員	「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。議案第 8 号、農地あっせん申出（売渡 希望）の 1 番については、推進委員 10 番、推進委員、推進委員 11 番、推進委員、推進委員 12 番、推進委員をお願いしたいと思います。
委 員	「はい」
議 長	それでは、担当になられた委員の方々、よろしくお願いいたします。 —— 日程第 11 議案第 9 号 ——
議 長	次に、日程第 11、議案第 9 号、農地あっせん申出（買受 希望）について、議題に供します。1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局	議案第9号、農地あっせん申出、買受、希望について、ご説明いたします。総会資料は、20ページです。今月の申請につきましては1件、となっております。参考資料につきましては、55ページになりますので、審議の参考としてください。1番を説明いたします。内容につきましては、買受です。申請者は、〇〇、土地の所在が加治木町楠原地区で、3,000㎡買い受けたい。希望譲受価格は、農業委員会に一任との事です。借地でもよく、その際の借り受け期間は5年間、小作料は農業委員会に一任との事です。ブルーベリーの栽培です。
議長	これより、議案第9号、農地あっせん申出（買受 希望）についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	12番、農業委員です。この案件は、保留になった案件かと思いますが、楠原地区との事で担当になりましたが、農地あっせん申出が受理された場合、50aの縛りはどうなりますか。あっせんにかけた時、クリアーできるのか。推進委員4番委員と共有していますが、地域を限定せずと書いていますので、委員全員でのあっせんにしていただけたらと思います。
事務局	あっせん会議と農業価格を決めることはできます。
委員	50aの縛りは。
事務局	50a無くても、あっせん会議はできますが、嘱託登記や控除については、受けれないことになります。
委員	あっせんはできるとの事ですね。わかりました。
事務局	基盤強化法で、5,000㎡以上です。2,500㎡であれば、あっせんだけです。
委員	はい、18番、農業委員です。せっかくですので、あと2反部あれば、5,000㎡で問題はないわけですね。借りるという方法も

	あるのでは、どうでしょうか。
委 員	はい、17番、農業委員です。先月お願いしたところですが、受け付ける際に、現在使用している農機具等で、どのような機械を持っているのか、草刈り機といっても、草刈り機1台で、3,000㎡は、とてもじゃないけどとの意見もありましたが、他産業に従事しながら農業に従事したいと、新しい方向かなと、興味もあるので、機械なども詳しく聞いて受理したいと、営農計画、3条の下限面積も撤廃するなども新たな事案になるのではと注目していますが、事務局のほう、また詳しい情報があれば、教えてください。
事務局	計画については、きちんとされていると思いますが、除草に関しては、甘く考えていらっしゃるとの感じを受けています。
委 員	12番、農業委員です。参考資料56ページのブルーベリーの栽培カレンダーを見れば、2月後半から3月にかけて植え付けをするという事であれば、もし、それまでに見つからない時、それから後に見つかったときに、管理ができるのか。3月までに見つからなくて、5月、6月に見つかって紹介した時、それから、約1年空くわけで、その時、刈り払い機1台で、農地を管理できるのか。そのあたりの考えも聞かないと、1ヶ月のうちで見つからなかった時は、どうするのか。
事務局	先月出た際は、58、59ページのもの等なかったところですが、どのように考えているのか、つくってくださいと話をし、つくってきてもらいました。58ページの下から4行目、除草については、除草はしないお考えでしたので、周辺から苦情がきたら、それなりの対応をしないといけない等のお話をさせていただきました。その辺を含めて、地元の委員さん含めて、適合するところがありましたら、とお話をさせていただきました。農業委員会としては、これでは紹介できないよ となる事もある旨は、きちんと話はしております。
議 長	他に、ありませんか。

委 員	はい、推進委員4番、推進委員です。シルバーなどの方々を、その時期に入れば、そんなにはかからないと思います。奥さんひとりで、やっているところもありますよね。以上です。
委 員	はい、推進委員10番、推進委員です。借り受け希望は5年となっておりますが、3年から4年目で収穫が可能だとなれば、実を採らないうちに返さなければならない、収穫はできないのでは。
事務局	お話をしたなかでは、5年ぐらい借りて、また引き抜いて、元に戻せば、現実的ではないとの事で、買い受けを希望されているとのことで、まずは、貸してからとのことであれば、5年ぐらい、とのお話でしたので、ここでは、買い受けで載っています。本人としては、そのような都合の良い土地はないだろうから、自分の土地にできるのが一番いいのでは、と考えているところです。
議 長	他にありませんか。買い受け希望との事ですので、買い受けで、結論を出したいと思います。それでは、お諮りいたします。議案第9号 農地あっせん申出（買受 希望）についての、1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第9号、農地あっせん申出（買受 希望）についての1番については、原案のとおり受理することに、決定いたしました。次に、ただいま承認されました議案第9号、農地あっせん申出に係る、地区あっせん委員の選出について、協議していただきます。地区委員の方々から、選出していただきたいと思います。自薦、他薦のいずれでもよろしいです。
委 員	はい、12番、農業委員です。できましたら、先ほど述べましたように、委員全員で、お願いしたいです。
委 員	はい、推進委員12番、推進委員です。3反は、一括で3反か、1反、1反、1反でもいいのか。お聞きしたい。

事務局	お話を聞いた中では、3反あれば一番いいのだけど、無ければ、1反から広げていきたい、分散はご希望されていない感じでした。
議長	原案の通り受理することには、賛成をいただきましたので、あっせんの選出になろうかと思いますが、事務局案を読み上げますので、本人と面談のうえで、色々検討していただいたほうがよいのでは、と思います。この文面だけでは、本人の意向がはっきりと伝わってこない。事務局案を読み上げます。2番、農業委員、12番、農業委員、推進委員2番、推進委員、にお願いしたいと思います。推進委員4番、も追加してください。よろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、本人とあっせん委員とで話し合いの席を設けるとのことで、担当になられた委員の方々、よろしくお願いいたします。 ——— 日程第12 議案第10号（6件） ———
議長	次に、日程第12、議案第10号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	はい、それでは、議案第10号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の意見決定につきまして、ご説明いたします。本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画、貸借、と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積計画され、借主が中間管理機構ですので、別案件として上程しております。今回、始期を令和5年2月1日として設定する募集期分につきまして、ご審議いただきます。それでは、総会資料22ページの借換区分別集計表をご覧ください。利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきまして、各筆明細の一覧表を、次の23ページに添付しておりますので、ご確認ください。今回、中間管理機構を借主として利用権を設定するものは、新規6件。申請面積は、6,787㎡です。設定する権利別は、使用貸借権が2件、賃貸借権が4件、とな

	っております。今回の設定地区は、船津、加治木町小山田、蒲生町白男、下久徳地区となっております。ご審議の方、よろしくお願いします。
議 長	これより、議案第10号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から6番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第10号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から6番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第8号、農地あっせん申出（売渡 希望）についての1番から6番については、原案のとおり受理することに、決定いたしました。
———— 日程第13 ————	
議 長	次に、日程第13、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まずは、事務局からの報告をお願いします。
事務局	農地あっせんの経過報告をいたします。3ページの30番、〇〇ですが、今月の議案の1号議案で、13,049㎡利用権が設定されて、77,538㎡となり、間もなく目標の8ヘクタールを達成されると思われます。6ページの63番、〇〇ですが、今月の議案の1号議案で、7,553㎡利用権が設定されております。それから、4月から新体制となりますので、資料の左端の番号欄をグレーで塗りつぶしてある案件につきましては、申出から5年以上経過しております。ここで、いったん消して、申出者の意向を調査し、再申し出

	の希望がある場合は、新たに申出をしていただき、あっせん台帳に載せていこうと思います。以上で、事務局の報告を終わります。
議 長	委員のみなさまから、何か報告等ございませんか。
委 員	はい、推進委員４番、推進委員です。６３番につきまは、いっぺんにはできないので、１年、１年やっていくことで、進めています。
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 ——— 日程第 14 ———
議 長	次に、日程第 1 4、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の報告を求めます。
事務局	農地利用集積計画（貸借）の合意解約を報告いたします。１月は、１５件提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約、１月分をのちほどご確認ください。以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	〔発言 無〕
議 長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。 ——— 日程第 15 ———
議 長	次に、日程第 1 5、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委 員	〔１月 7 日の就農相談会について〕 〔作物の種類による農地選定について〕
議 長	事務局からは、何かありませんか。

事務局	〔事務局から〕
議長	他にありませんか。それでは、以上をもちまして、令和4年度、第10回始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____